

○北海道広域消防相互応援協定覚書

〔平成3年2月13日
締 結〕

改正 平成6年7月25日締結 平成14年6月25日締結

（趣旨）

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（代表消防機関の選定）

第2条 協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表第1に定める消防本部とする。

（応援隊等の登録）

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

（応援要請及び解除の方法）

第4条 協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ、パソコンによるメール等により行うとともに、後日、広域応援要請書（様式1）を送付するものとする。

- （1） 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- （2） 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- （3） 応援隊の集結場所
- （4） 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- （5） 航空隊の誘導方法
- （6） 災害現場付近の気象状況

2 前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ、パソコンによるメール等により行うとともに、後日、広域応援要請解除通知書（様式2）を送付するものとする。

（応援隊派遣の通知の方法）

第5条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ、パソコンによるメール等により行うとともに、後日、広域応援派遣決定通知書（様式3）を送付するものとする。

- （1） 応援隊の最高指揮者の職・氏名
- （2） 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- （3） 応援隊の派遣経路

（応援部隊の編成）

第5条の2 複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条の3 応援隊（前条の規定により応援部隊を編成したときは、応援部隊。以下同じ。）の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指揮を受け、応援隊を指揮するものとする。

（総括代表消防機関及び北海道知事への連絡）

第6条 地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
- (2) 第2要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 協定第7条の2に規定する応援の要請を行った場合
- (4) 前号の要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (5) 第2要請の解除通知があった場合及び第3号の要請を解除した場合

2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
- (2) 前項第2号又は第4号に規定する派遣の通知の連絡及び第3要請に係る応援隊の派遣の通知があった場合
- (3) 前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合

3 航空応援の要請を受けた市町等は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 航空応援要請の要請を受けた場合
- (2) 航空隊を派遣する場合
(応援隊到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援消防本部名及び最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材

2 応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第8条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告したのち引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 隊員の負傷の有無
- (3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

(応援活動の報告)

第9条 応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書（様式4）により要請側の消防長に報告しなければならない。

(経費の請求)

第8編 業務（北海道広域消防相互応援協定覚書）

第10条 応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書（様式5）により行うものとする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この覚書は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成14年6月25日締結）

この覚書は、平成14年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

地域代表消防機関及び総括代表消防機関消防本部

1 地域代表消防機関

地 域	地 域 代 表 消 防 機 関
道 西 地 域	全国消防長会北海道支部道西地区協議会 区長所在消防本部
道 南 地 域	全国消防長会北海道支部道南地区協議会 区長所在消防本部
道 央 地 域	全国消防長会北海道支部道央地区協議会 区長所在消防本部
道 北 地 域	全国消防長会北海道支部道北地区協議会 区長所在消防本部
道 東 地 域	全国消防長会北海道支部道東地区協議会 区長所在消防本部

2 総括代表消防機関

総括代表消防機関	全国消防長会北海道支部 支部長所在消防本部
----------	--------------------------

第8編 業務（北海道広域消防相互応援協定覚書）

別表2（第3条関係抜粋）

北海道広域消防相互応援協定登録応援隊

（単位：台）

地域	種別 消防本部	ポンプ車	はしご自動車	屈折はしご自動車	化学消防車	大型化学消防車	大型高所放水車	大型水槽車	電源照明車	高発泡車	無線中継車	資材搬送車	泡原液搬送車	消防用特殊作業車	特殊消防対策車	林野火災工作車	人員輸送車	雪上車	指揮照明車	救助工作車 （救助器具積載車）	救急車	ヘリコプター	現場支援隊	火災調査支援隊	
		水槽付ポンプ車含)																							
道北	旭川市	4	1		1															1	4		5	2	
	増毛町	1						1												1	1		3		
	上川北部消防組合	1						1								1						1		2	
	士別地方消防組合	1																				1		3	
	上川南部消防組合	2						1	1									1	1			1		3	2
	大雪消防組合	1						1													1	1		2	
	上川中部消防組合	1						1													1	1		2	2
地域	富良野地区消防組合	1		1	1			1									1			1	1				
	北留萌消防組合	2			1			1													1	1		2	
	留萌消防組合	2	1		1			1				1										1		5	
	稚内地区消防組合	1						1														1		2	
	利尻礼文消防組合	1																							
南宗谷消防組合	1																				1				

第8編 業務（北海道広域消防相互応援協定覚書）

北海道広域消防相互応援協定登録資機材

（単位：台・基・kg・ℓ・m）

地域	種別 消防本部	救命素発射銃	油圧救助器具	空気式救助器具	マンホール救助器具	救助用担架	可搬式ウインチ	エアーツール	エンジンカッター	コンクリートチェンソー	チェーンソー	充電式鉄筋カッター	ガス溶断器	削岩機	夜間暗視装置	ファイバースコープ	サーチカム	地中音響探知機	調査資機材一式
		北海道 北地域	旭川市	2	4	2	2	2	2	4	4	1	2	1	2	2	1	2	2
増毛町	1		1	1		2	2	1	2		2		1						
上川北部消防事務組合	3		7	3		6	3	3	8		9								
士別地方消防事務組合	1		3	1		3	4	1	5		3								
上川南部消防事務組合	4		2	1		2	5	2	2		3		1	1					
大雪消防組合	1		3	3		5	2	1	4		2	1							
上川中部消防組合	3		6	5		16	5		8		5								
富良野地区消防組合	1		4	3	1	5	3	3	3		7	1	2	1					
北留萌消防組合	1		2	2		1	1		2		2		1						
留萌消防組合	1		1			1	2	1	2		2		1	1	1	1		1	
稚内地区消防事務組合	3		3			1	2	1	9		6		1						
利尻礼文消防事務組合			3				2		4	2	1								
南宗谷消防組合		8	3		8	5		4		2		1						4	

地域	種別 消防本部	空気呼吸器用ポンペ	酸素呼吸器用ポンペ	可搬式放水砲	排煙機	放射線測定器	放射線防護服	耐熱服	化学防護服	防毒衣	救命ボート	船外機	化学消火薬剤	油処理剤	油吸着剤（マント）	簡易水槽	高発泡装置	オイルフェンス	多目的エアータンク
		北海道 北地域	旭川市	308	10	2	2	1	2	21	10	10	2		7,600	770		4	6
増毛町	25				1								780	590	350	1			
上川北部消防事務組合	153				1			12	4		6	5	4,020	958	666	15	2		
士別地方消防事務組合	86			1	2			4			1	1	1,155	321	392	5			
上川南部消防事務組合	26							1			3		340	140	100	3			
大雪消防組合	70				1			4			3		2,000	700	1,200	7	2	20	
上川中部消防組合	104							10			2		2,810	920	1,120	9	4		
富良野地区消防組合	125				1			3			3	1	3,600	430	190	6	2		
北留萌消防組合	71				2			3			1		3,000			3			
留萌消防組合	20				1			5		5	1	1	3,000			5	1		
稚内地区消防事務組合	165				4								2,300	120		1			
利尻礼文消防事務組合	36							1					5,580	40		8			
南宗谷消防組合	88	10		1			4			3	2	1,420	112	460	4				

様式2（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

印

広域応援要請解除通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づき、下記により（陸上第1・2・3、航空）を解除します。

記

- 1 解除日時
年 月 日 時 分

- 2 要請日時
年 月 日 時 分

- 3 その他必要事項

様式3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広 域 応 援 派 遣 決 定 通 知 書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を決定したので通知します。

記

- 1 応援隊（資機材）の概要
- 2 その他必要事項

様式4（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

印

応 援 活 動 報 告 書

北海道広域消防相互応援協定により応援出動しましたので、同覚書第9条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の概要を報告します。

記

応援要請の区分	陸上応援（第 要請）	航空応援	要請側連絡者 市町等名
応 援 要 請 受 報 時 分	年 月 日	時 分	職 氏名
災害発生場所			
応援隊の種別			
車種・資器材			
人 員			
出 動 時 分			
現場到着時分			
活動開始時分			
活動終了時分			
帰 署 時 分			
応 援 時 間			
活 動 概 要			
使用資器材			
人員・機械器具 の異常の有無			
そ の 他			

様式5（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

印

応 援 経 費 請 求 書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動したので、同協定第10条第3項及び同覚書第10条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

- 1 請求金額
- 2 経費の内訳
- 3 その他必要事項